

## 【子どもの養育に関する合意書】(記入例)

「子どもの養育に関する合意書」は父母がお互いの約束事を証明する文書で、双方が署名することにより二人の間での契約書となります。2通作成し双方で1通ずつ保管してください。

なお、市に提出していただくものではありません。

### 1. 親権について

子どもの親権については以下のとおりとします。

	名前	性別	生年月日	親権者
第1子	ふりがな へきなん みなみ 碧南 美波	男・女	平成 令和 29年10月4日生	父・母 共同
第2子	ふりがな へきなん いちろう 碧南 一郎	男・女	平成 令和 2年2月15日生	父・母 共同
第3子	ふりがな へきなん じろう 碧南 二郎	男・女	平成 令和 4年1月20日生	父・母 共同

### 2. 養育費について

〔父・母〕は〔父・母〕に対して、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。

ただし、父母の経済的事情が変更した場合には、協議の上変更することとします。

	養育費の額	養育費の支払期限	養育費の支払期間	
			いつから	いつまで
第1子	月額 30,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 25日まで <input type="checkbox"/> ( )まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めの月から <input type="checkbox"/> ( )から	<input type="checkbox"/> 満 歳の誕生日まで <input checked="" type="checkbox"/> 満20歳に達した後の3月まで
	支払方法(口座振込にかかる手数料は、支払者が負担します。)			
	金融機関名 ○○銀行	支店名 ○○支店	<input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで	
	口座の種類 当座・普通	口座番号 012345	<input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> ( )まで	
口座の名義 へキナン ミナミ				<input type="checkbox"/> ( )まで
第2子	月額 30,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 25日まで <input type="checkbox"/> ( )まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めの月から <input type="checkbox"/> ( )から	<input type="checkbox"/> 満 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> 満 歳に達した後の3月まで
	支払方法(口座振込にかかる手数料は、支払者が負担します。)			
	金融機関名 ○○銀行	支店名 ○○支店	<input checked="" type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで	
	口座の種類 当座・普通	口座番号 056789	<input type="checkbox"/> 高校 <input checked="" type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> ( )まで	
口座の名義 へキナン イチロウ				<input type="checkbox"/> ( )まで
第3子	月額 30,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 25日まで <input type="checkbox"/> ( )まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めの月から <input type="checkbox"/> ( )から	<input type="checkbox"/> 満 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> 満 歳に達した後の3月まで
	支払方法(口座振込にかかる手数料は、支払者が負担します。)			
	金融機関名 ○○銀行	支店名 ○○支店	<input checked="" type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで	
	口座の種類 当座・普通	口座番号 091234	<input type="checkbox"/> 高校 <input checked="" type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> ( )まで	
口座の名義 へキナン ジロウ				<input type="checkbox"/> ( )まで

その他(入学・進学・習い事・入院や手術にかかる費用等の負担について)

小学校・中学校・高校・入学時には準備金10万円を養育費とは別に支払う。

大学入学時には、別途負担額を協議する。

入院・手術に要する医療費は、双方が半額ずつ負担する。

### 3. 面会交流

子どもとの面会交流(離れて暮らす父や母が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること)については、以下のとおりとします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母の連絡方法
<input type="checkbox"/> 子どもが望むときいつでも <input type="checkbox"/> ( )週間に( )回程度 <input type="checkbox"/> 日帰り( )時間程度 <input type="checkbox"/> 宿泊 ( )泊程度 <input checked="" type="checkbox"/> ( 1 )ヶ月に( 1 )回程度 <input type="checkbox"/> 日帰り( 8 )時間程度 <input type="checkbox"/> 宿泊 ( )泊程度 <input checked="" type="checkbox"/> 手紙や電話など (誕生日等特別な時、本人が望むとき)	<input checked="" type="checkbox"/> 公園・近隣施設など <input type="checkbox"/> 面会する親の自宅 <input type="checkbox"/> その都度協議 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> ( )を通じて <input type="checkbox"/> ( )
その他特記事項 土曜日又は日曜日の10時に明石公園入口にて待ち合わせする。面接会場や時間の変更、その他必要な連絡については、メールにて連絡する。 誕生日、クリスマスにプレゼントや手紙を贈ることは問題ない。 遠方への転勤・転居など事情が変わった場合は、再度協議する。(必ず連絡先を伝える。)		

子どもの養育について、以上のとおり合意します。

令和 年 月 日

父

転居等により住所等の連絡先の変更があった場合は相手方に知らせることを約束します。

氏名	碧南 太郎	電話 (090-0123-4567)
		メール (hekinantaro@ne.jp)
		緊急連絡先 (0566-41-1234)
		氏名 碧南 文夫 父との続柄 父
現住所	〒447-0872 碧南市○○町○丁目○番地	

母

転居等により住所等の連絡先の変更があった場合は相手方に知らせることを約束します。

氏名	碧南 花子	電話 (090-8765-4321)
		メール (hekinanhanako@ne.jp)
		緊急連絡先 (0566-42-5678)
		氏名 臨海 育男 母との続柄 父
現住所	〒447-0853 碧南市○○町○丁目○番地	

注意

※双方が、お子さんの立場に立って事案に応じて充実した内容を取り決めてください。

※この合意書は、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものです。

※合意書を作成しないと離婚届が受理されないというものではありません。

※合意書は、調停・裁判・公正証書作成などの際に、資料としてもご活用ください。

未成年のお子さんをお持ちの方は必ず読んで下さい。

## お子さんの健やかな育ちのために

～ 離婚前に考えておきたいこと・・・養育費と面会交流～

平成24年の民法改正で、協議離婚の際に父母は、子の親権者だけでなく「養育費」や「面会交流」についても定めることとされました。その取り決めにあたっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」旨が明記されています。

子どもたちが離婚後も安心して暮らし、健やかに成長していけるよう離婚の際にお父さんお母さんとしてできることを考えておきましょう。

### ○養育費

金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めます。複数の子がいる場合はそれぞれについて決め、定額の養育費とは別に入学金や医療費などの臨時的な費用負担についても決めておくといでしょう。

養育費の額については父母で話し合っていますが、家庭裁判所などが策定した「養育費算定表」が参考になります。できれば公正証書にすることが望ましく、折り合いがつかない場合は家庭裁判所で調停を申し立てることもできます。

### ○面会交流

両親が離婚して他人になっても親子の関係は変わりません。子どもの福祉を害しない限り、面会交流がひとり親家庭の子ども健康な発達を促します。子どもは、表面上はともかく、心の底では両方の親から愛されたいと願っているからです。養育費が経済的支援だとすれば、面会交流は精神的支援であり、いずれも親と子の絆を強めるものです。面会交流が円滑に行われるよう双方が納得できる内容について、交流の頻度と方法・場所・連絡方法などを具体的に決めておきましょう。

### “子どものために…”

「子どもの養育に関する合意書(父母がお互いの約束事を証明する文書)」を作成しておくことをお勧めします。

### 相談窓口のご案内

- ・ひとり親家庭相談【離婚前相談】  
碧南市役所 こども課 TEL41-3311(内線 464)
- ・法律相談(要予約) 碧南市役所 市民課 TEL41-3311(内線 301)
- ・養育費相談支援センター TEL03-3980-4108 TEL0120-965-419